

資料 1

内閣府説明資料

内閣府資料

- 資料 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要
- 資料 2 - 1 男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度）報告書〈概要版〉
- 資料 2 - 2 男女間における暴力に関する調査（平成 29 年度）について（概要）
- 資料 3 - 1 配偶者暴力相談支援センター等に関する統計データ
- 資料 3 - 2 「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」の拡充のための試行調査の結果について
- 資料 4 - 1 配偶者暴力防止に関する主な取組（内閣府関係）
- 資料 4 - 2 女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業等
- 資料 4 - 3 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
- 資料 4 - 4 女性に対する暴力をなくす運動（平成 29 年度）

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律 の概要

1 公布及び施行

平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）
平成16年6月 2日改正法公布、平成16年12月 2日改正法施行
平成19年7月11日改正法公布、平成20年 1月11日改正法施行
平成25年7月 3日改正法公布、平成26年 1月 3日改正法施行

2 平成25年改正法のポイント

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなりました。



内閣府 男女共同参画局
(内閣府)配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

配偶者からの暴力

いろいろな形態があります。

配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。

※ 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※ 生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。

※ 保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象

相談

いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターもあります。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、実施されている事業は、各施設によって異なります。

警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護

配偶者から逃れたい。

婦人相談所

では、

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

※一時保護は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間のシェルター等に委託されることもあります。

自立支援

自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

では、

自立支援のため、生活の支援、就業の支援、住宅の支援等に関する様々な情報を提供しています。

保護命令

配偶者が近寄ってこないようにしたい。

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立て*により、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

※ 事実婚の場合の申立て、元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手に対する申立て、元生活の本拠を共にする交際相手に対する申立てもできます。

保護命令には、以下の種類があります。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。(※2)

※1 対象は、

- ① 被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- ② 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(①以外の配偶者の子ども含む。)

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為(※1)を禁止する命令です。

期間は6か月です。(※2)

※1 対象は被害者本人のみです。

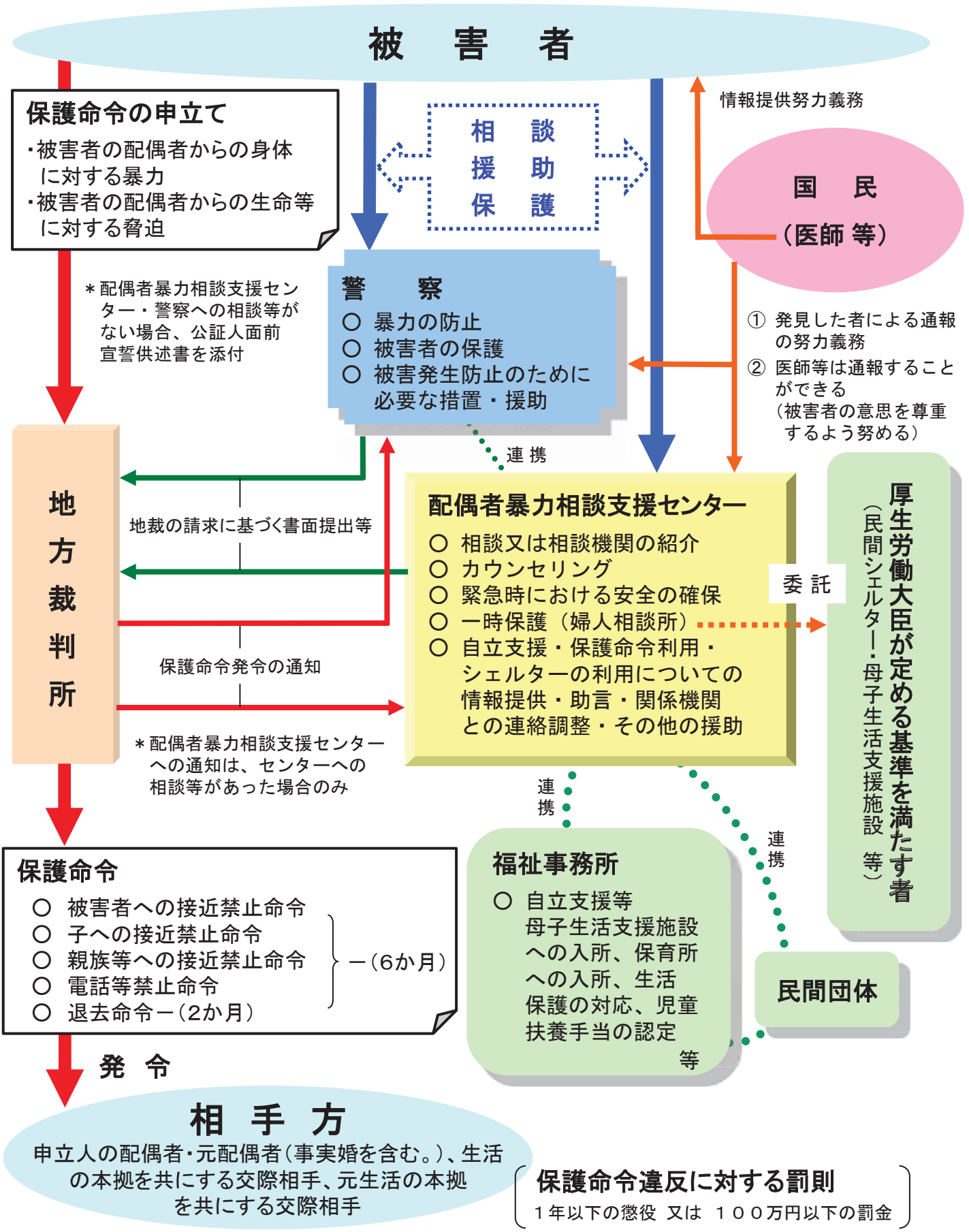
※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

通 報

- 配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。
- また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)

配偶者暴力防止法の概要（チャート）



国や地方公共団体は...

- 主務大臣 (内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣) による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定 (市町村については努力義務)



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

男女間における暴力に関する調査 報告書

<概要版>

平成27年3月

内閣府男女共同参画局

目 次

I 調査の概要	1
II 配偶者からの被害経験	3
III 交際相手からの被害経験	6
IV 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害経験	9
V 異性から無理やりに性交された経験（女性のみ）	11

※ 当資料は、「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 27 年 3 月）の主要な項目についてまとめたものである。

I 調査の概要

1 調査目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下、「配偶者暴力防止法」という。）では、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、調査研究の推進に努めるよう規定している。また、「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）では、女性に対する暴力についての確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、定期的・継続的な実態把握の調査に努めることとしている。

男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、これまで、平成 11 年度、平成 14 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度に、全国 20 歳以上の男女 5,000 人（平成 17 年度以前は 4,500 人）を対象に、無作為抽出によるアンケート調査を実施している。

前回調査から 3 年後に当たる平成 26 年度においても、これらの先行調査を踏まえつつ、今後の男女間における暴力対策の推進に資することを目的とし、国内の男女間における暴力の実態を把握する。

2 調査対象

- (1) 母集団 全国 20 歳以上の男女
- (2) 標本数 5,000 人
- (3) 抽出法 層化二段無作為抽出法

3 調査時期

平成 26 年 12 月

4 調査方法

郵送留置訪問回収法

（回収は、対象者自身が回収用封筒に記入済みの調査票を密封したものを、調査員が回収した。また、対象者本人が希望した場合には、郵送回収またはオンライン回答とした。）

5 回収結果

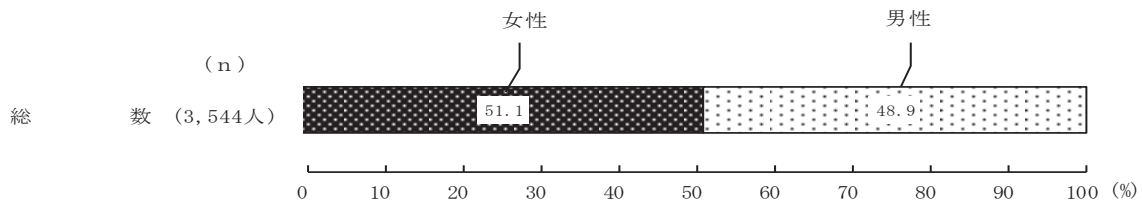
- (1) 有効回収数（率） 3,544 人（70.9%）
（内訳） 女性 1,811 人 男性 1,733 人
- (2) 回収不能数（率） 1,456 人（29.1%）

回収不能理由内訳

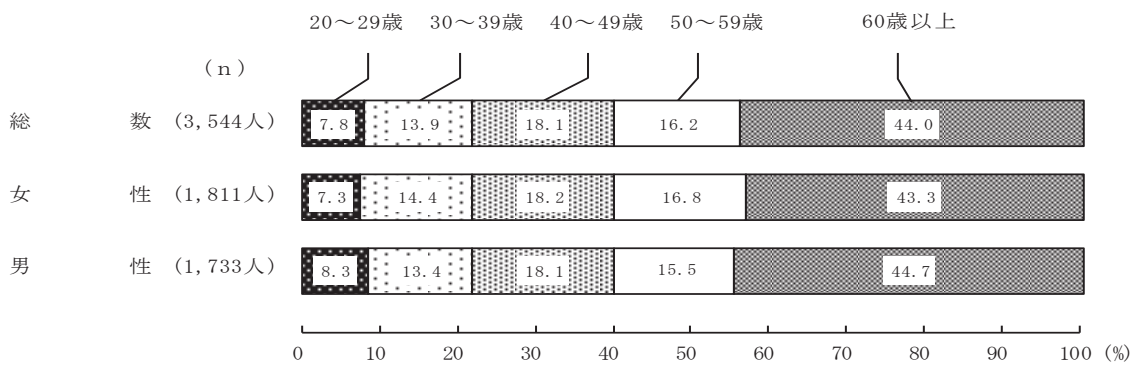
転居	24 (0.5%)	調査票不達	2 (0.0%)
長期不在	36 (0.7%)	郵送依頼未回収	168 (3.4%)
一時不在	366 (7.3%)	web 希望未回答	77 (1.5%)
住所不明	15 (0.3%)	白票	44 (0.9%)
拒否	528 (10.6%)	その他	196 (3.9%)

6 回答者の属性

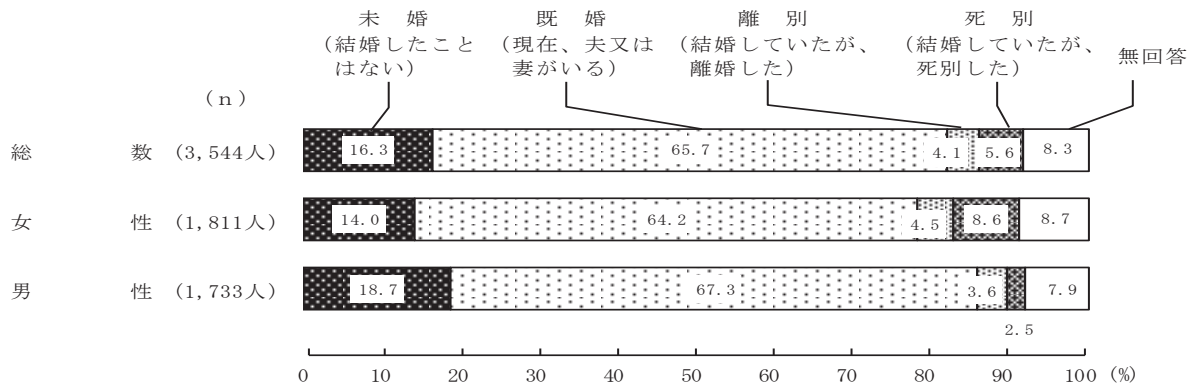
(1) 性別



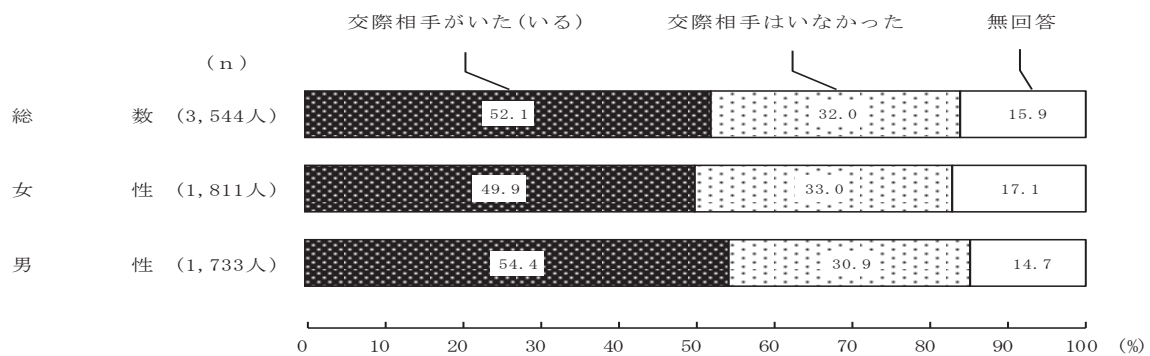
(2) 年齢



(3) 未既婚



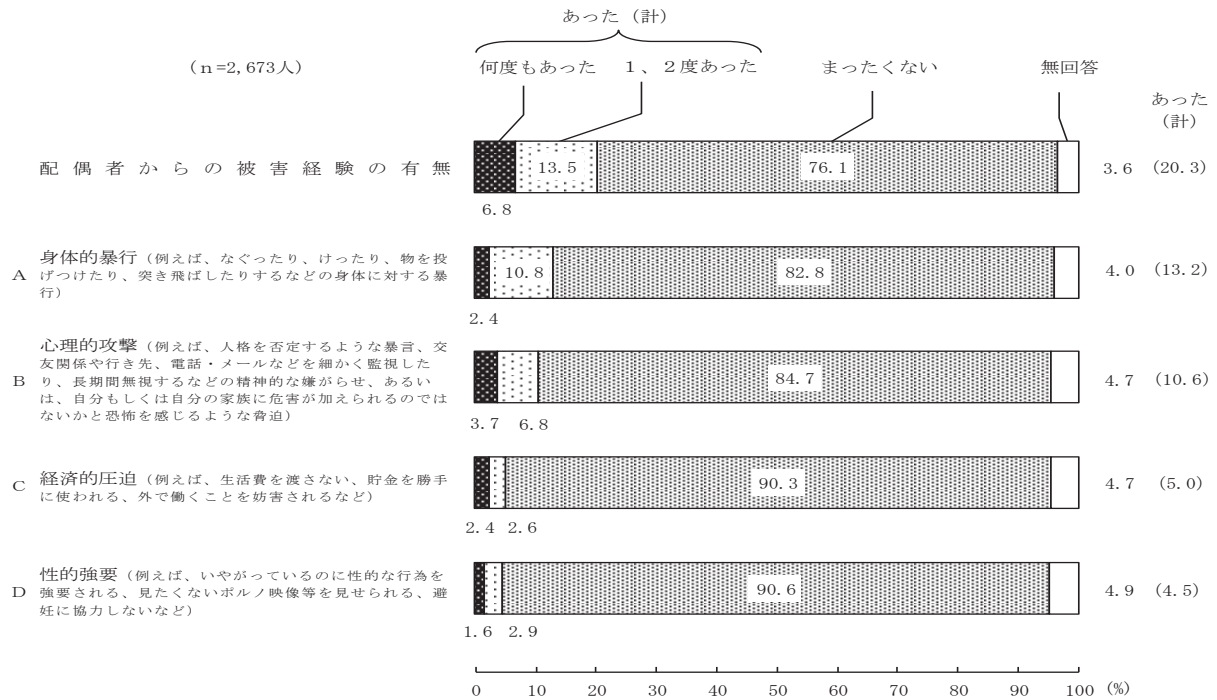
(4) 交際相手の有無



II 配偶者からの被害経験

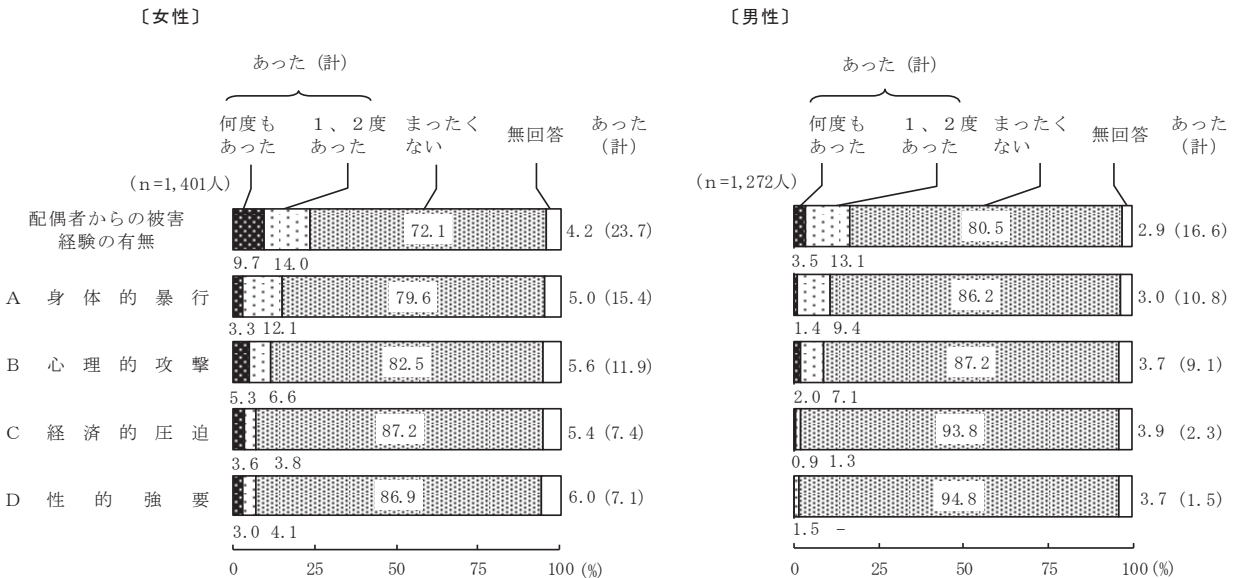
1 配偶者からの被害経験

約5人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある



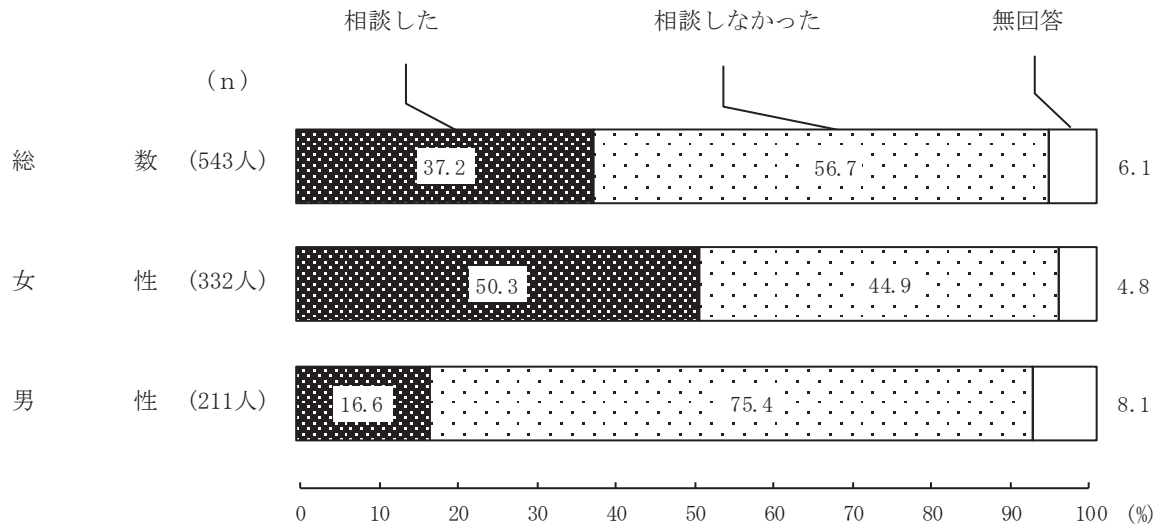
2 配偶者からの被害経験(男女別)

女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けている



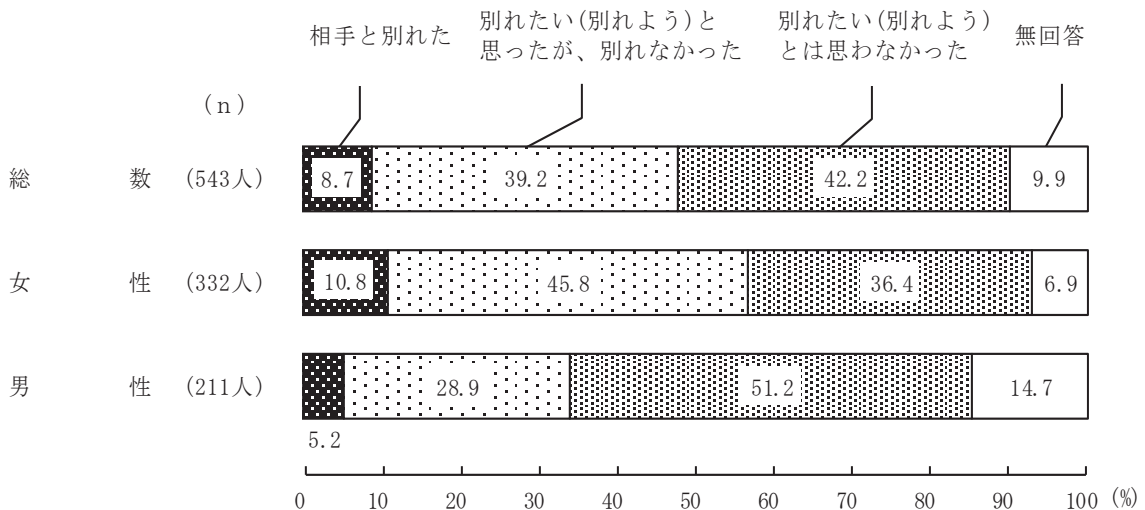
3 配偶者からの被害の相談の有無

被害を受けた女性の約4割、男性の約8割はどこにも相談していない



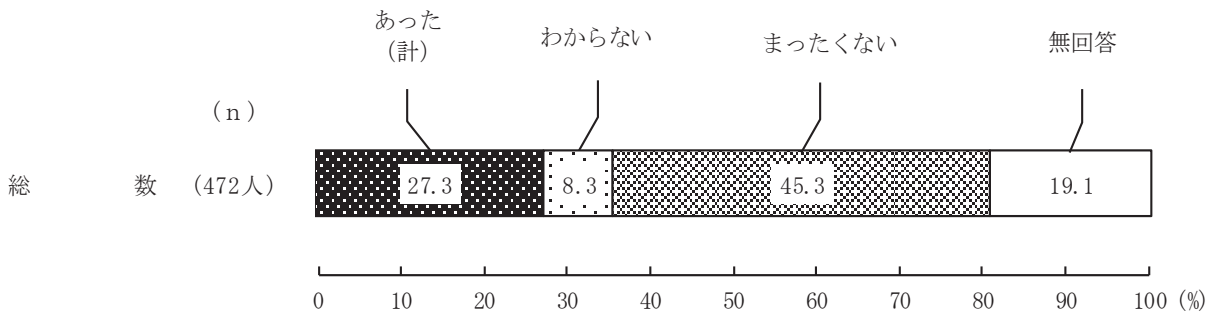
4 配偶者から被害を受けたときの行動

被害を受けた女性の約6割が「別れたい（別れよう）」と思っており、そのうち約1割は別れている



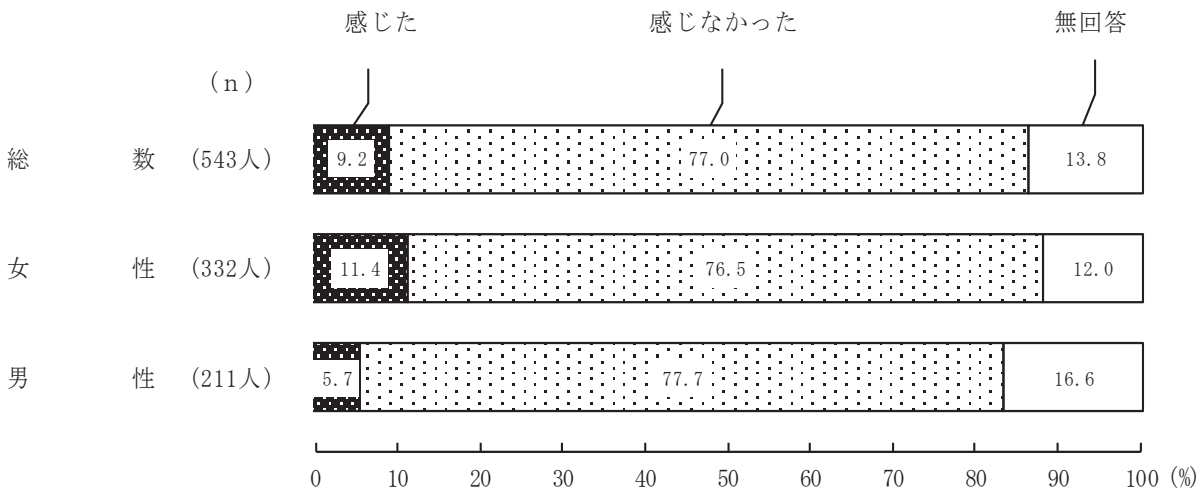
5 子どもの被害経験

被害を受けたことがある家庭の約3割は子どもへの被害もみられる



6 命の危険を感じた経験

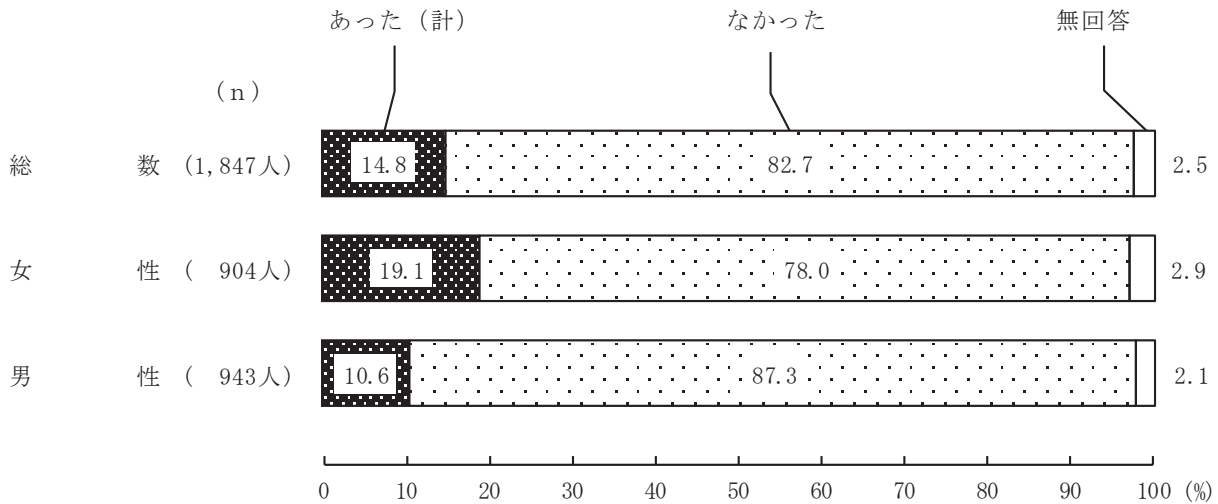
被害を受けた女性の約9人に1人は命の危険を感じた経験がある



Ⅲ 交際相手からの被害経験

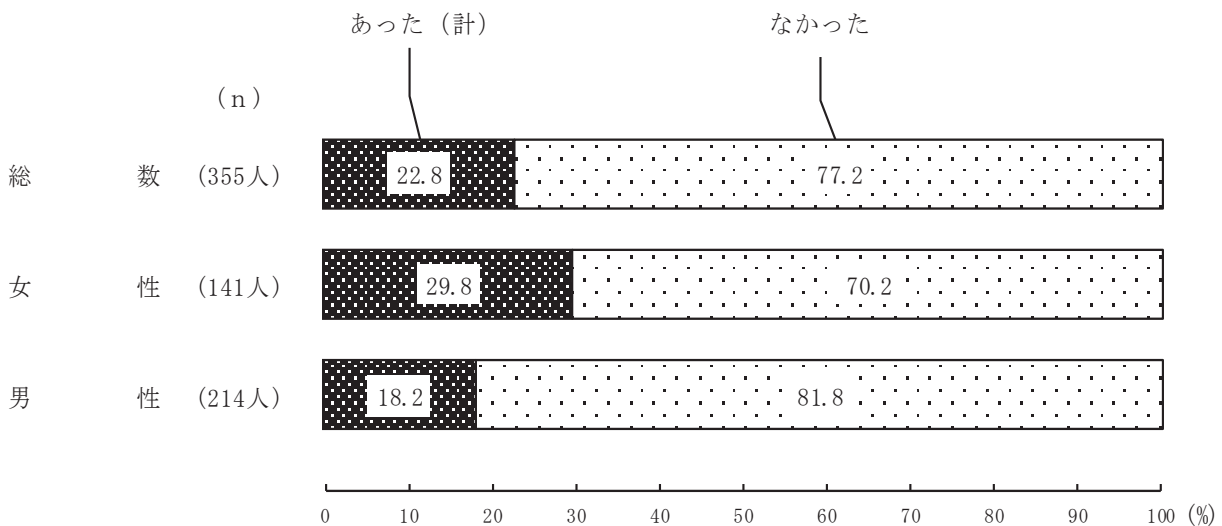
1 交際相手からの被害経験

女性の約5人に1人は交際相手から被害を受けたことがある



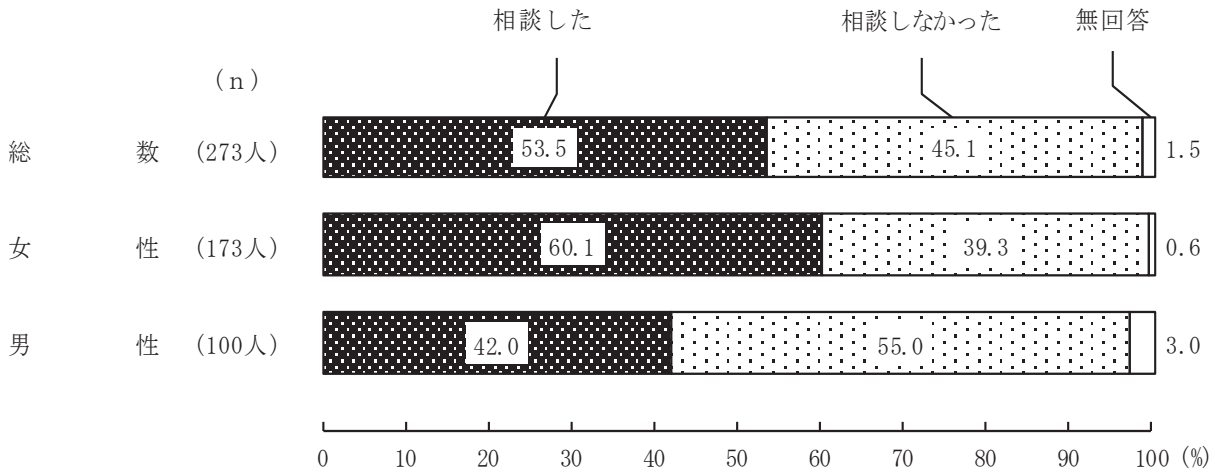
2 同居する交際相手からの被害経験の有無

交際相手と同居（同棲）経験がある女性の約3人に1人は被害を受けたことがある



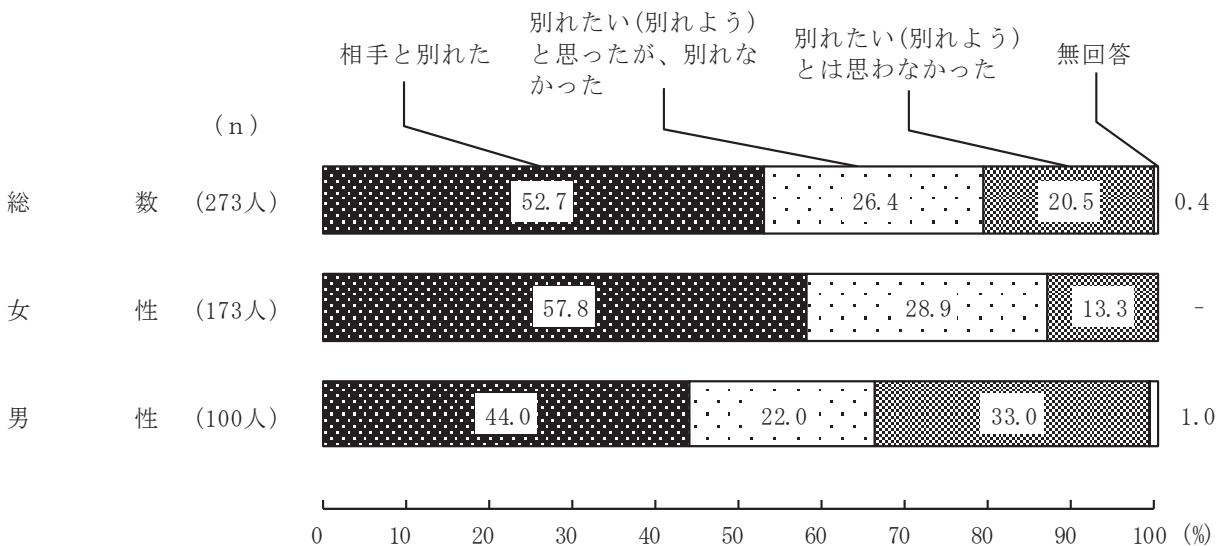
3 交際相手からの被害の相談の有無

被害を受けた女性の約4割はどこにも相談していない



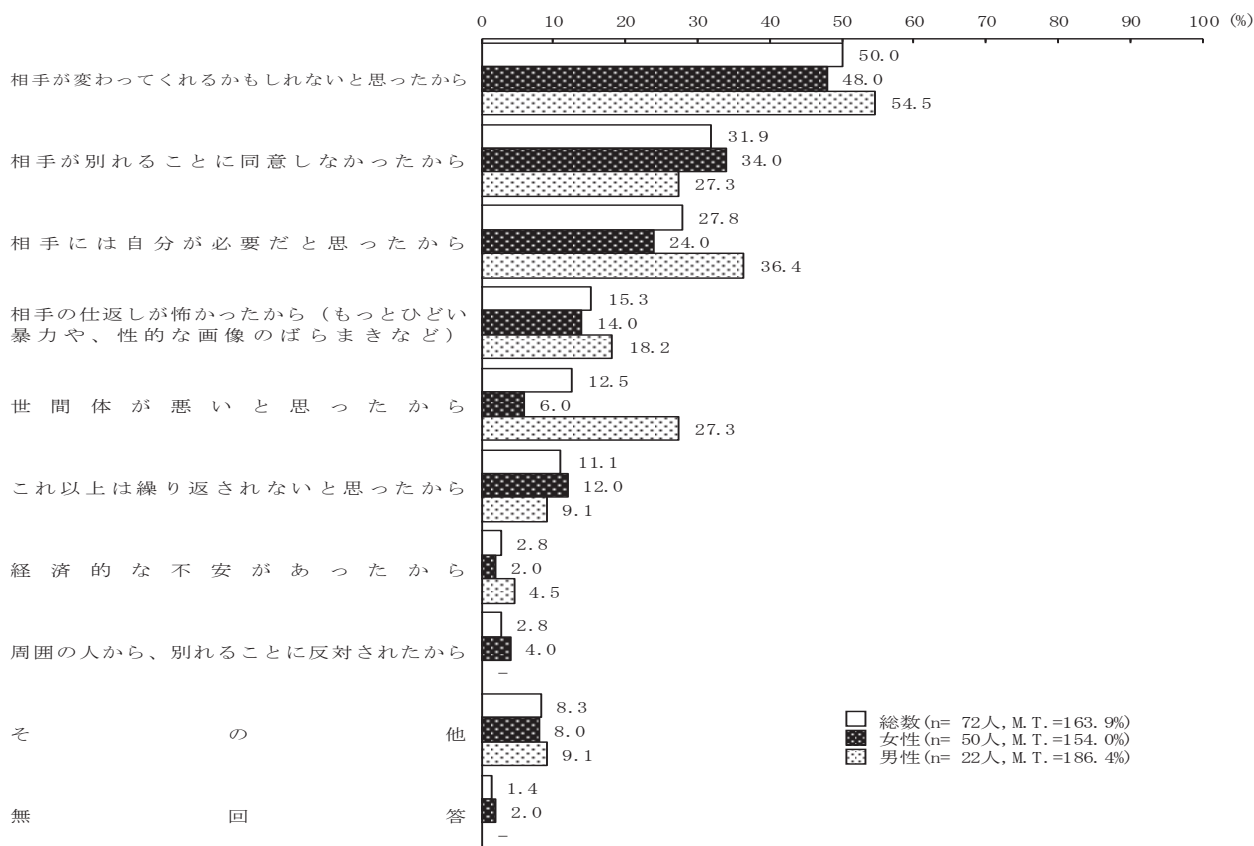
4 交際相手から被害を受けたときの行動

被害を受けた女性の約6割、男性の約4割が交際相手と別れている



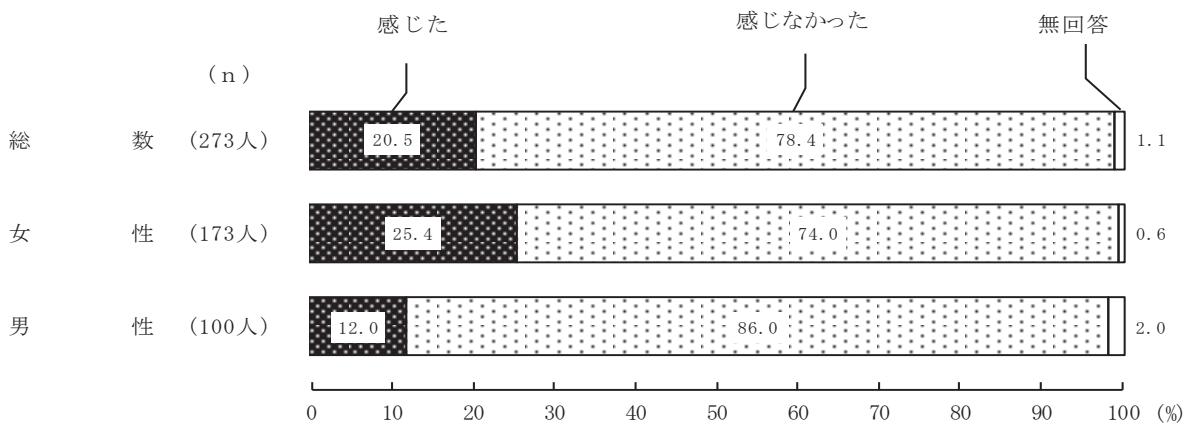
5 交際相手と別れなかった理由（複数回答）

約半数が「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」



6 命の危険を感じた経験

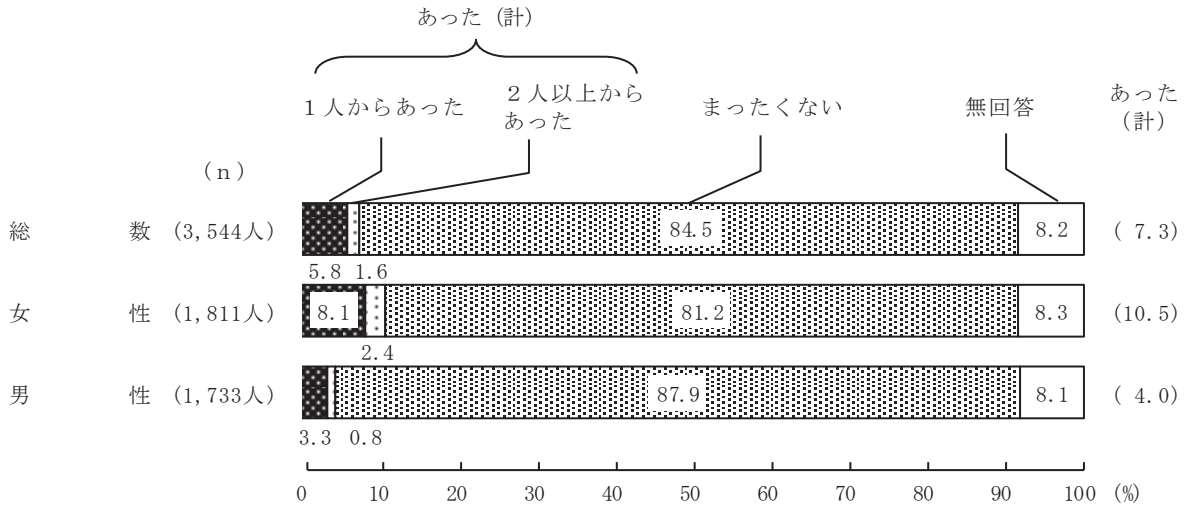
被害を受けた女性の約4人に1人は命の危険を感じた経験がある



IV 特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験

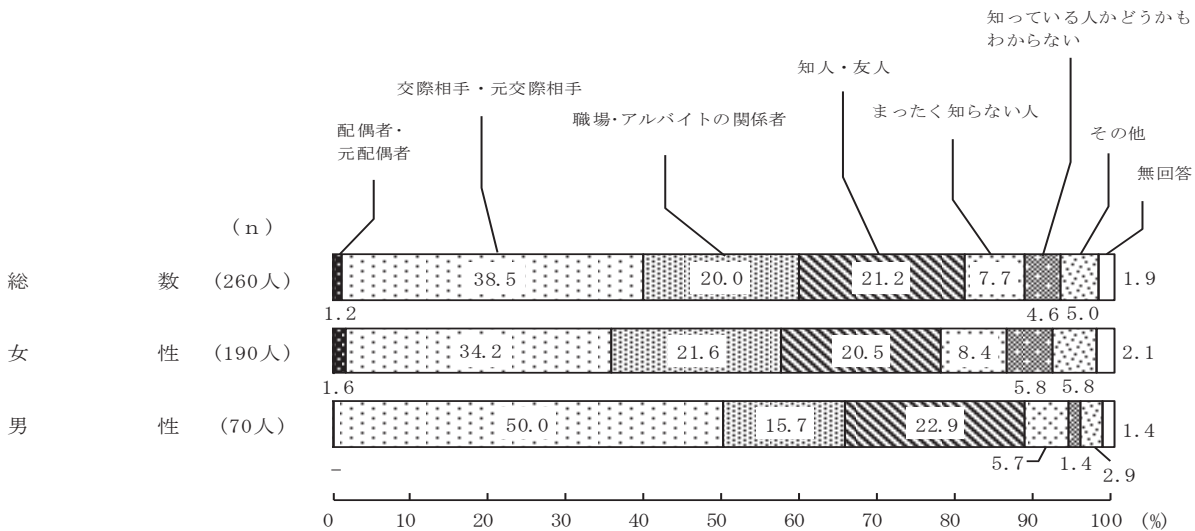
1 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害経験

女性の約10人に1人は特定の異性からのつきまとい等の被害を受けたことがある



2 加害者との関係

交際相手・元交際相手が約4割、職場・アルバイトの関係者、友人・知人が約2割



* 下記の選択肢は、表記を省略している。

配偶者・元配偶者：配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）

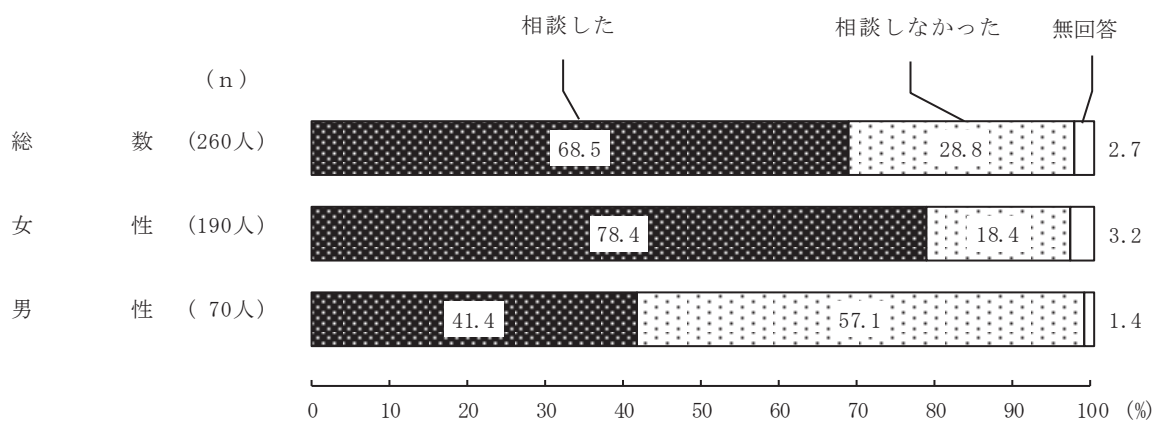
職場・アルバイトの関係者：職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）

まったく知らない人：まったく知らない人（相手の姿は見えるが、面識がなく誰だかわからないなど）

知っている人かどうか分からない：知っている人かどうか分からない（無言電話の相手やインターネット上の相手などで姿が見えず誰だかわからない）

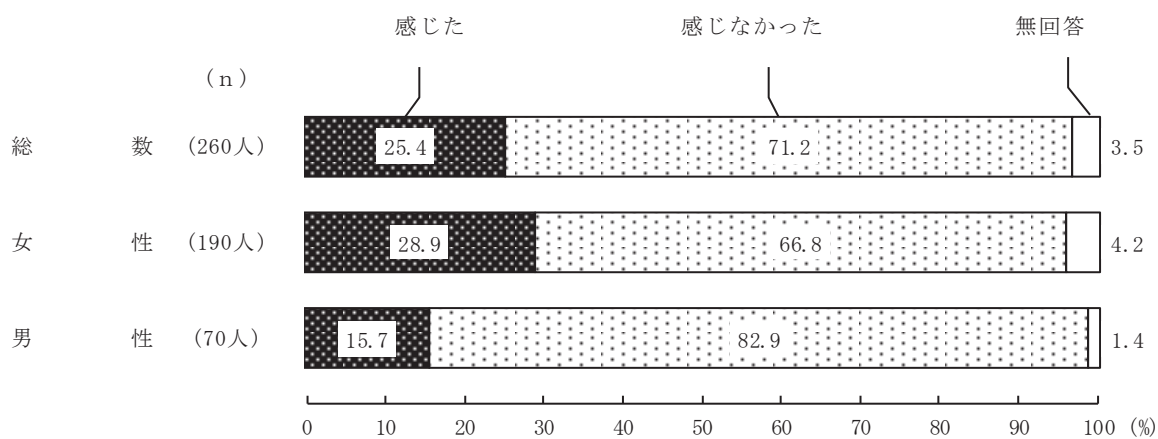
3 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害の相談経験の有無

女性の約8割は相談しているが、男性の約6割は誰にも相談していない



4 命の危険を感じた経験

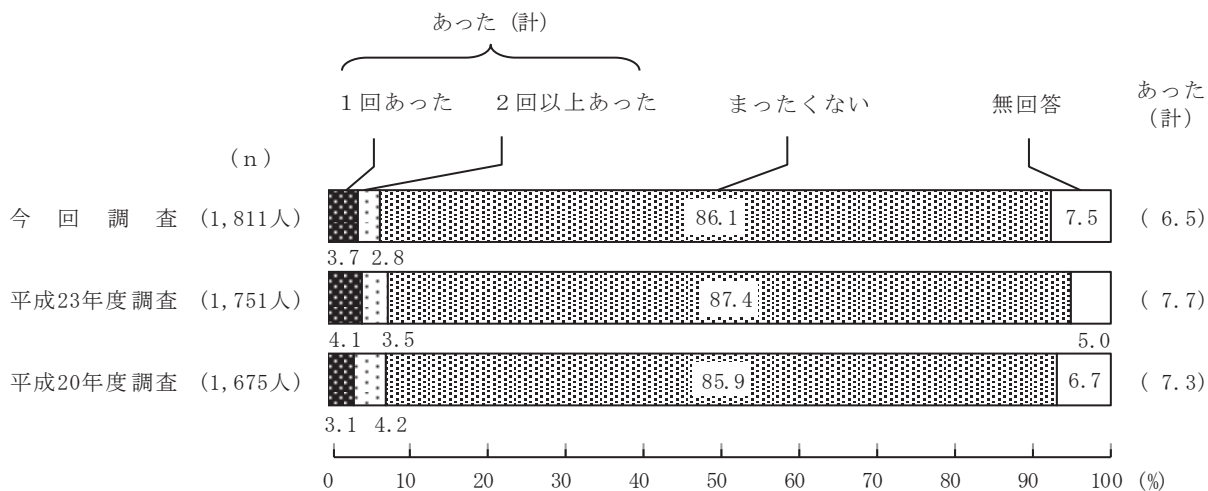
被害を受けた女性の約3割は命の危険を感じた経験がある



V 異性から無理やりに性交された経験（女性のみ）

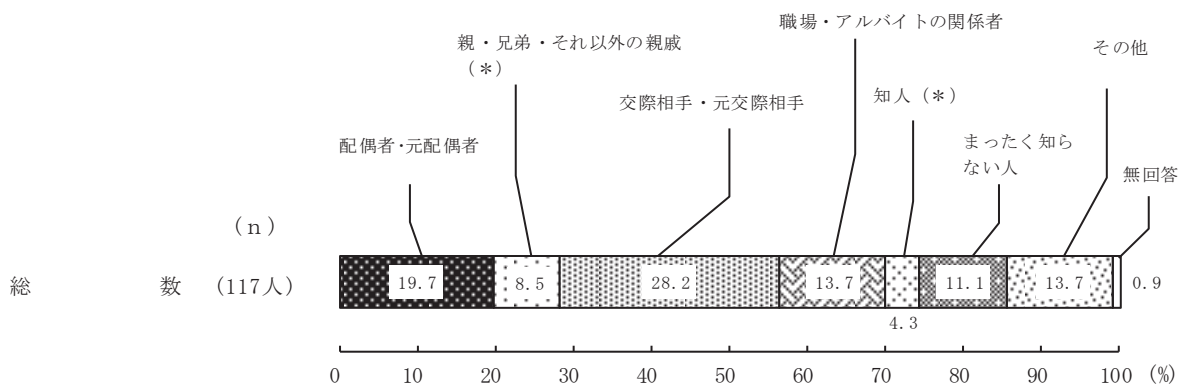
1 異性から無理やりに性交された経験 —時系列比較—

女性の約 15 人に 1 人は異性から無理やりに性交された経験がある



2 加害者との関係

交際相手・元交際相手が約 3 割、配偶者・元配偶者が約 2 割



*上記の図では、下記のように一部の選択肢を合算して表記している。

親・兄弟・それ以外の親戚：「親（養親・継親も含む）」「兄弟（義理の兄弟も含む）」「上記以外の親戚」の合算

知人：「通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）」「地域活動や習い事の関係者（指導先輩、仲間など）」「生活していた（いる）施設の関係者（職員、先輩、仲間など）」の合算

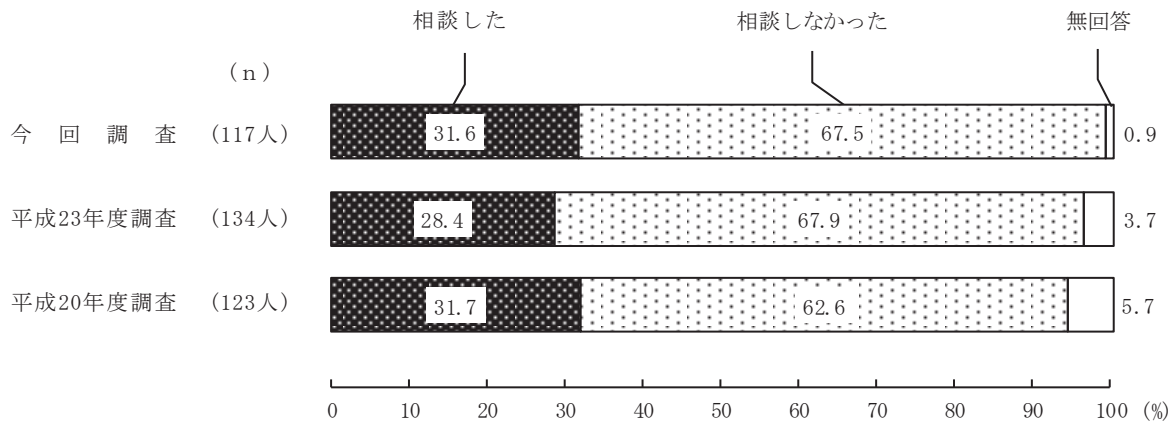
また、下記の選択肢は、表記を省略している。

配偶者・元配偶者：配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）

職場・アルバイトの関係者：職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）

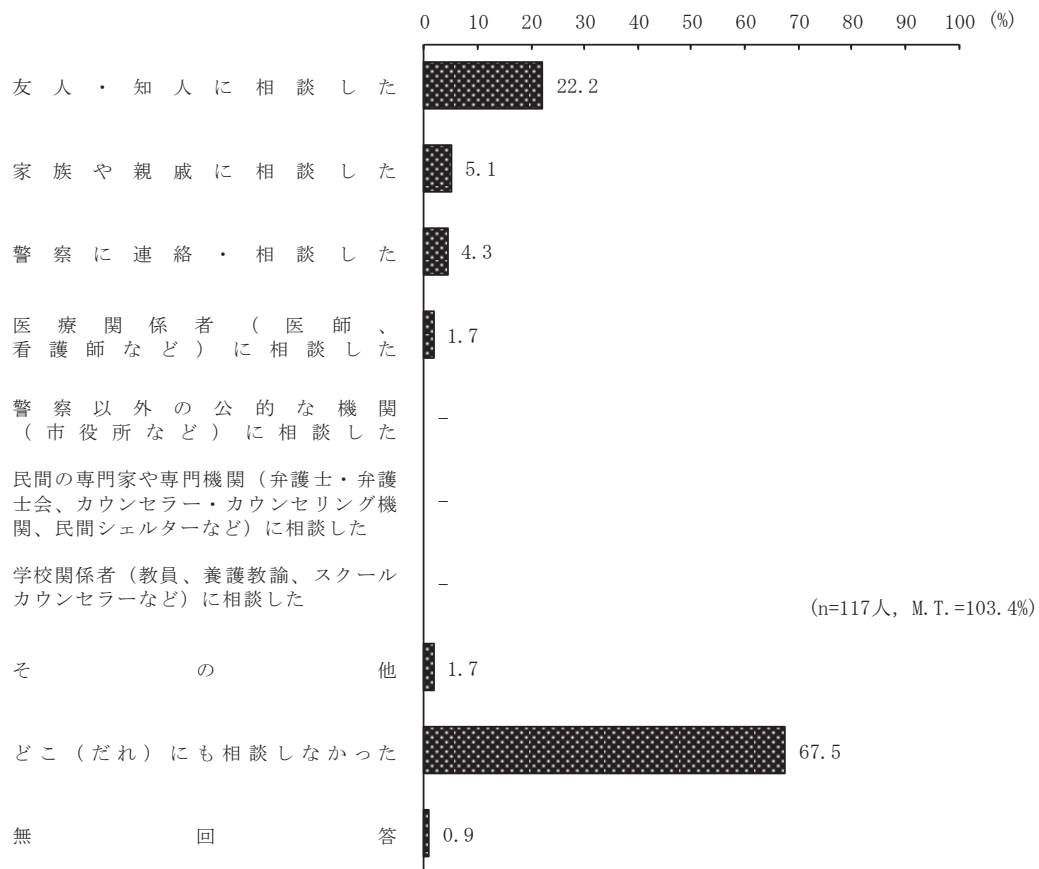
3 異性から無理やりに性交された被害の相談の有無 一時系列比較

被害を受けた女性の約7割はどこにも相談していない



4 異性から無理やりに性交された被害の相談先(複数回答)

被害を受けた女性の約2割は友人・知人に相談している





内閣府男女共同参画局推進課

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (大代表)

FAX : 03-3592-0408

ホームページ <http://www.gender.go.jp/>

男女間における暴力に関する調査（平成 29 年度）について（概要）

平成 29 年 12 月
内閣府男女共同参画局

1. 概要

男女間における暴力の実態について、定期的・継続的に把握するため、平成 11 年度以降 3 年に 1 回、全国 20 歳以上の男女 5,000 人（平成 17 年度以前は 4,500 人）を対象に実施している。

2. 主な調査の内容

- ① 配偶者からの暴力被害について
- ② 交際相手からの暴力被害について
- ③ 執拗なつきまとい等の経験について
- ④ 無理やりに性交等をされた経験について

〔※経験の有無、加害者との関係、被害にあった時期、生活上の変化、相談の有無、相談しなかった理由について質問〕

3. 平成 29 年度調査における主な変更点

- ① 「配偶者からの暴力被害」関係
 - ・ 調査項目の追加（暴力にあたらなと思う理由、生活上の変化）
- ② 「交際相手からの暴力被害」関係
 - ・ 調査項目の追加（交際相手の性別）
- ③ 「執拗なつきまとい等の経験」関係
 - ・ 調査項目の追加（被害行為の種類と被害時の年代）
- ④ 「無理やり性交等をされた経験」関係
 - ・ 調査対象の拡充（女性のみから、性別問わず（男性も含めて）調査）
 - ・ 調査項目の追加（加害者が監護する者であったか等）

など、刑法改正等を踏まえた見直しを行った。

4. 調査の実施方法及び調査の実施時期

- ・ 無作為抽出によるアンケート調査
- ・ 平成 29 年 12 月

5. 調査結果の公表の時期

平成 30 年 3～4 月頃

◎配偶者暴力相談支援センターの設置状況

(1) 配偶者暴力相談支援センターの推移



※ 各年4月1日現在（平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在）

※ () 内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

(2) 施設の種別別支援センター数(平成29年7月10日現在:276か所)

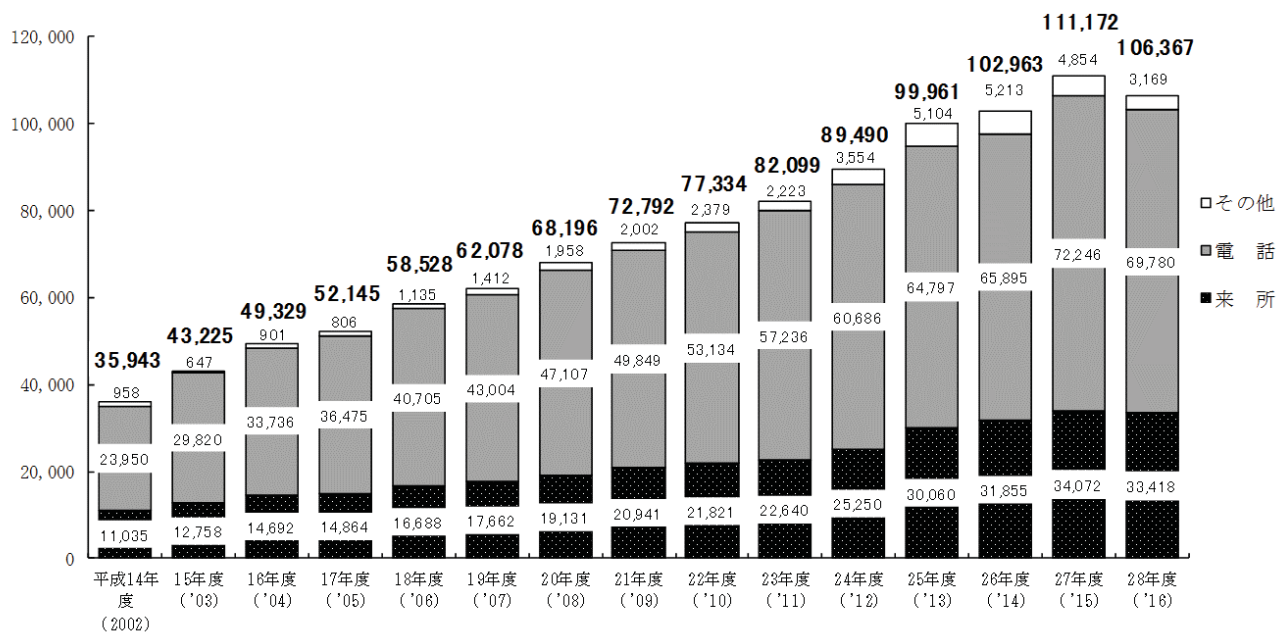
	全国		
	都道府県設置	市町村設置	
総数	278	173	105
婦人相談所	41	41	-
女性センター	39	17	22
福祉事務所・保健所	97	76	21
児童相談所	11	11	-
その他(支庁等)	68	19	49
婦人相談所+女性センター	1	1	-
婦人相談所+児童相談所	1	1	-
婦人相談所+その他(支庁等)	3	3	-
女性センター+福祉事務所・保健所	3	-	3
女性センター+その他(支庁等)	3	-	3
福祉事務所・保健所+その他(支庁等)	3	-	3
婦人相談所+児童相談所+その他(支庁等)	3	3	-
女性センター+福祉事務所・保健所+その他(支庁等)	4	-	4
婦人相談所+福祉事務所・保健所+児童相談所+その他(支庁等)	1	1	-

(3) 都道府県別支援センター数(平成 29 年 11 月 2 日現在)

	総数	都道府県 設置	市町村設置				
			計	政令指定都市設置		政令指定都市以外の市町村設置	
				都市名	市町村名	都市名	市町村名
全 国	278	173	105	21		84	
01 北海道	20	16	4	2	札幌市(2)	2	函館市、旭川市
02 青森県	9	8	1	0		1	青森市
03 岩手県	12	11	1	0		1	盛岡市
04 宮城県	2	1	1	1	仙台市	0	
05 秋田県	6	6	0	0		0	
06 山形県	5	5	0	0		0	
07 福島県	9	8	1	0		1	郡山市
08 茨城県	3	1	2	0		2	水戸市、古河市
09 栃木県	4	1	3	0		3	宇都宮市、日光市、小山市
10 群馬県	6	1	5	0		5	前橋市、高崎市、安中市、長野原町、大泉町
11 埼玉県	18	2	16	1	さいたま市	15	川越市、越谷市、熊谷市、川口市、飯能市、本庄市、東松山市、上尾市、草加市、蕨市、朝霞市、志木市、八潮市、吉川市、ふじみ野市
12 千葉県	18	15	3	1	千葉市	2	市川市、野田市
13 東京都	15	2	13	0		13	港区、台東区、江東区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、新宿区
14 神奈川県	5	2	3	3	横浜市、川崎市、相模原市	0	
15 新潟県	3	1	2	1	新潟市	1	長岡市
16 富山県	2	1	1	0		1	高岡市
17 石川県	2	1	1	0		1	金沢市
18 福井県	8	8	0	0		0	
19 山梨県	2	2	0	0		0	
20 長野県	3	2	1	0		1	安曇野市
21 岐阜県	9	9	0	0		0	
22 静岡県	4	1	3	2	静岡市、浜松市	1	富士市
23 愛知県	2	1	1	1	名古屋市	0	
24 三重県	1	1	0	0		0	
25 滋賀県	3	3	0	0		0	
26 京都府	4	3	1	1	京都市	0	
27 大阪府	13	7	6	2	大阪市、堺市	4	吹田市、枚方市、茨木市、豊中市
28 兵庫県	17	1	16	1	神戸市	15	姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、加東市、猪名川町
29 奈良県	2	1	1	0		1	奈良市
30 和歌山県	1	1	0	0		0	
31 鳥取県	3	3	0	0		0	
32 島根県	2	2	0	0		0	
33 岡山県	4	2	2	1	岡山市	1	倉敷市
34 広島県	4	3	1	1	広島市	0	
35 山口県	2	1	1	0		1	宇部市
36 徳島県	5	3	2	0		2	鳴門市、阿南市
37 香川県	1	1	0	0		0	
38 愛媛県	3	2	1	0		1	新居浜市
39 高知県	1	1	0	0		0	
40 福岡県	12	10	2	2	北九州市、福岡市	0	
41 佐賀県	2	2	0	0		0	
42 長崎県	4	2	2	0		2	長崎市、南島原市
43 熊本県	3	1	2	1	熊本市	1	合志市
44 大分県	2	2	0	0		0	
45 宮崎県	1	1	0	0		0	
46 鹿児島県	15	9	6	0		6	鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、日置市、給良市、知名町
47 沖縄県	6	6	0	0		0	

◎配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等

(件)



(備考)

1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。
2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上。
 なお、「離婚」には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
4. 法改正を受け、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
5. 法改正を受け、平成26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。
6. 全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、平成29年3月31日現在、272か所（うち、市町村の設置数は99か所）。
7. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。

1. 相談件数(平成 24～28 年度)

(1) 性別相談件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
合 計	89,490	99,961	102,963	111,172	106,367
女 性	88,425	98,384	101,339	109,171	104,716
男 性	1,065	1,577	1,624	2,001	1,651

(2) 加害者との関係別相談件数

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
合 計		89,490	99,961	102,963	111,172	106,367
配 偶 者	婚姻届出あり	73,170	79,359	81,922	89,641	85,429
	婚姻届出なし	4,197	4,945	3,825	3,790	3,439
	婚姻届出不明	1,838	2,541	1,557	1,430	1,203
離婚済		10,285	12,508	12,694	12,629	12,607
(を生活の本拠 にした)	交際相手	—	470	2,183	2,651	2,666
	元交際相手	—	138	782	1,031	1,023

(3) 施設の種別別相談件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
合 計	89,490	99,961	102,963	111,172	106,367
婦人相談所	42,736	41,775	42,428	45,721	38,173
女性センター	14,991	15,141	15,261	19,959	21,373
福祉事務所・保健所	9,866	11,881	11,890	12,525	11,201
児童相談所	2,946	3,078	3,005	2,347	2,905
その他	18,951	28,086	30,379	30,620	32,715

(4)都道府県別相談件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全 国	89,490	99,961	102,963	111,172	106,367
北海道	2,628	2,539	2,543	2,445	2,626
青 森	715	747	720	896	850
岩 手	1,504	1,639	1,504	2,378	1,865
宮 城	701	2,366	2,536	2,319	2,063
秋 田	1,114	1,022	922	844	664
山 形	403	504	417	386	402
福 島	1,444	1,597	1,404	1,523	1,562
茨 城	1,067	1,410	1,263	1,267	1,477
栃 木	1,260	1,986	2,075	2,460	1,930
群 馬	1,906	1,560	1,434	1,863	1,313
埼 玉	2,660	3,346	4,402	5,735	5,806
千 葉	6,241	7,245	7,929	7,698	7,947
東 京	8,400	9,904	11,983	14,323	13,996
神奈川	5,481	5,010	5,225	5,494	4,809
新 潟	1,065	1,422	1,449	1,396	1,421
富 山	2,323	1,932	1,531	1,383	1,642
石 川	1,760	1,780	1,610	1,603	1,473
福 井	1,293	1,535	1,419	1,250	1,152
山 梨	894	848	1,039	1,443	1,279
長 野	462	604	711	651	785
岐 阜	1,051	1,153	1,262	1,348	1,502
静 岡	1,418	1,751	1,378	2,253	2,247
愛 知	2,859	3,064	2,556	2,624	2,437
三 重	292	317	318	305	322
滋 賀	948	897	802	836	800
京 都	4,692	5,087	5,172	5,638	5,373
大 阪	5,256	6,650	6,234	7,252	7,866
兵 庫	4,947	6,412	7,215	7,670	7,887
奈 良	614	700	1,269	882	953
和歌山	523	669	819	855	742
鳥 取	599	581	537	564	514
島 根	986	856	804	778	696
岡 山	2,936	3,015	2,507	2,655	2,300
広 島	1,374	1,275	1,391	1,138	1,120
山 口	450	446	564	529	483
徳 島	4,486	5,350	4,888	4,934	2,108
香 川	430	522	399	503	584
愛 媛	485	851	739	673	650
高 知	532	419	389	596	695
福 岡	3,409	3,117	3,387	3,157	2,914
佐 賀	1,462	1,490	1,161	1,468	1,235
長 崎	1,359	1,036	1,224	1,439	1,499
熊 本	684	552	1,111	1,321	2,158
大 分	873	453	504	485	439
宮 崎	363	344	260	374	367
鹿 児 島	830	1,474	1,342	1,367	1,373
沖 縄	2,311	2,484	2,615	2,171	2,041

2. 第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数	1,288	1,225	1,258	1,162	1,167

3. 第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数	15	16	5	7	3

4. 第6条による通報を受けた件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数	7,297	7,871	6,876	6,865	6,368

5. 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

1の相談件数のうち、日本語が十分に話せない被害者について、国籍にかかわらず被害者が主に話す言語で集計したものである。

(1) 相談の種類別相談件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数	1,750	2,115	1,700	1,765	1,885
来所	634	894	698	768	757
電話	962	942	839	826	998
その他	154	279	163	171	130

(2) 外国語の種類別相談件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数	1,750	2,115	1,700	1,765	1,885
英語	121	86	91	72	100
スペイン語	93	145	112	94	105
タイ語	178	121	117	225	143
タガログ語	715	935	647	704	703
韓国語	61	147	106	103	167
中国語	338	378	311	276	345
ロシア語	37	37	53	53	22
ポルトガル語	56	74	74	109	101
その他	120	110	173	114	171
不明	31	82	16	15	28

6. 障害者である被害者からの相談件数

1の相談件数のうち、被害者が障害者であることが把握できたものについて集計したものである。

(1) 相談の種類別相談件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数	4,206	5,081	5,387	6,316	6,990
来所	1,151	1,427	1,412	1,566	1,743
電話	2,948	3,249	3,780	4,558	4,959
その他	107	405	195	192	288

(2) 障害の種類別相談件数

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数		4,206	5,081	5,387	6,316	6,990
知的・精神障害		3,580	4,222	4,905	5,582	6,175
身体障害	小計	626	859	482	734	815
	視覚障害	75	75	60	77	180
	聴覚・平衡機能障害	89	96	95	135	88
	音声・言語・そしゃく機能の障害	16	14	1	24	17
	肢体不自由	239	525	194	293	279
	その他の身体障害	207	149	132	205	251

7. 交際相手からの暴力に関する相談件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数	3,484	4,199	3,300	3,313	3,224
女	3,436	4,068	3,233	3,219	3,154
男	48	131	67	94	70
通報	674	680	553	487	349

8. ストーカー行為等に関する相談件数

	26年度	27年度	28年度
総数	1,587	1,534	1,504
女	1,524	1,519	1,485
男	63	15	19

9. 緊急時における安全の確保を行った件数（平成28年度）

(1) 日数別緊急時における安全の確保を行った件数

	総数					
		1日～3日	4日～6日	1週間以上	2週間以上	不明
総数	586	273	70	66	169	8

(2) 施設別緊急時における安全の確保を行った件数

	総数				
		自らの施設	ホテル等	民間団体等	その他
総数	586	108	97	200	181

◎都道府県・市町村における配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況
(平成 29 年 10 月現在)

	都道府県策定状況 (○=策定している)	市町村策定状況 (策定している市町村数)
総 数	47	1002
1 北海道	○	12
2 青森県	○	31
3 岩手県	○	23
4 宮城県	○	18
5 秋田県	○	19
6 山形県	○	19
7 福島県	○	8
8 茨城県	○	22
9 栃木県	○	12
10 群馬県	○	13
11 埼玉県	○	61
12 千葉県	○	35
13 東京都	○	49
14 神奈川県	○	26
15 新潟県	○	6
16 富山県	○	9
17 石川県	○	18
18 福井県	○	13
19 山梨県	○	17
20 長野県	○	35
21 岐阜県	○	30
22 静岡県	○	10
23 愛知県	○	41
24 三重県	○	17
25 滋賀県	○	14
26 京都府	○	21
27 大阪府	○	43
28 兵庫県	○	39
29 奈良県	○	5
30 和歌山県	○	17
31 鳥取県	○	19
32 島根県	○	17
33 岡山県	○	24
34 広島県	○	20
35 山口県	○	14
36 徳島県	○	10
37 香川県	○	11
38 愛媛県	○	18
39 高知県	○	10
40 福岡県	○	47
41 佐賀県	○	20
42 長崎県	○	15
43 熊本県	○	41
44 大分県	○	10
45 宮崎県	○	9
46 鹿児島県	○	28
47 沖縄県	○	6

「配偶者暴力相談支援センターにおける 相談件数等調査」の拡充のための 試行調査の結果について

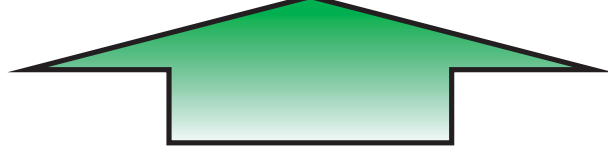
内閣府

男女共同参画局推進課

暴力対策推進室

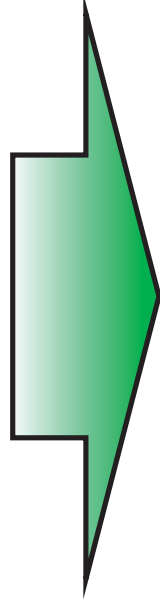
調査概要（現状と課題）

現 状	課 題
<p>以下の相談件数について把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談の種類（来所・電話・その他）別 <ul style="list-style-type: none"> ・性別、加害者との関係別 ○施設の種類別 <ul style="list-style-type: none"> ・相談の種類別、性別 ○日本語が十分に話せない被害者 <ul style="list-style-type: none"> ・性別、言語別 ○障害者である被害者 <ul style="list-style-type: none"> ・性別、相談の種類別、障害の種類別 	<p>以下の相談件数について把握できていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談の具体的な内容別 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要等の暴力の種類、児童に関する相談、加害者更生に関する相談 ○一時保護等を本人が希望した案件への対応状況 <ul style="list-style-type: none"> ・対応の有無、対応しなかった場合の理由 ○他の関係機関との連携状況 <ul style="list-style-type: none"> ・他の関係機関を紹介した件数、他の関係機関に同行支援を行った件数 ○相談者の家族構成 <ul style="list-style-type: none"> ・子供の有無



試行調査の概要

より適切な被害者支援に結び付けるため、2週間の試行調査を実施し、調査上の課題を整理することとした。



- 調査対象：全国の配偶者暴力相談支援センター（270か所）で受け付けた相談件数について集計
- 調査時期：平成28年9月26日（月）から10月9日（日）までの2週間
- 調査項目：現在の調査項目（配偶者等からの暴力（性別、相談の種類別、加害者との関係別）、交際相手からの暴力（性別のみ）、ストーカー行為等（性別のみ））に加え、以下の項目を調査
 - ・相談の具体的な内容別の相談件数
 - ・同居している未成年の子供の有無別の相談件数
 - ・緊急時における安全の確保及び一時保護を本人が希望した案件の相談件数
 - ・他の相談関係機関との連携状況における相談件数

試行調査の結果【既存調査項目：性別、加害者との関係】

配偶者等からの暴力に関する相談件数等について、試行調査の実施期間は2週間としたが、構成割合は平成27年度の調査結果と大きな差はなかった。なお、試行調査の対象となる相談件数は、「1. 配偶者等からの暴力に関する相談件数」の4,529件と「2. 交際相手からの暴力に関する相談件数」の160件に加え、「3. ストーカー行為等に関する相談件数」のうち、1. 及び2. と重複しない3件をあわせて4,692件である。

1. 配偶者等からの暴力に関する相談件数

< 試行調査結果 >

	合計		加害者との関係						生活の本拠を共にする(した)	
	女性	男性	配偶者			離婚済			交際相手	元交際相手
			届出あり	届出なし	届出有無不明	届出あり	届出なし			
合計	4,529	53	3,545	125	93	536	171	59		
来所	1,375	7	1,061	42	6	202	40	24		
電話	3,012	45	2,385	77	84	318	119	29		
その他	142	1	99	6	3	16	12	6		
構 成 割 合 (%)										
合計	100.0	1.2	78.3	2.8	2.1	11.8	3.8	1.3		
来所	30.4	0.5	77.2	3.1	0.4	14.7	2.9	1.7		
電話	66.5	1.5	79.2	2.6	2.8	10.6	4.0	1.0		
その他	3.1	0.7	69.7	4.2	2.1	11.3	8.5	4.2		

< 平成27年度分の調査結果 >

	構 成 割 合 (%)								
総数	100.0	98.2	1.8	80.6	3.4	1.3	11.4	2.4	0.9
来所	30.9	99.1	0.9	77.6	4.1	0.5	15.0	2.0	0.8
電話	64.7	97.9	2.1	82.5	3.1	1.6	9.2	2.6	1.0
その他	4.3	96.9	3.1	72.1	3.6	1.9	19.3	2.6	0.5

2. 交際相手からの暴力に関する相談件数

< 試行調査結果 >

合計	女性	男性
160	155	5
構成割合 (%)		
100.0	96.9	3.1

< 平成27年度分の調査結果 >

合計	女性	男性
100.0	97.2	2.8

注: 「1. 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。

3. ストーカー行為等に関する相談件数

< 試行調査結果 >

合計	女性	男性
57	56	1
構成割合 (%)		
100.0	98.2	1.8

< 平成27年度分の調査結果 >

合計	女性	男性
100.0	99.0	1.0

注: 「1. 相談件数」及び「2. 交際相手からの暴力に関する相談件数」にも該当する場合は重複計上している。

試行調査の結果【試行調査項目：相談内容別】

相談の具体的な内容別にみると、心理的攻撃に関する相談が7割、身体的暴行で5割を超えている。相談の種類別にみると、「その他」において、「来所」及び「電話」と異なる傾向があるが、これは「その他」に、相談の種類別に集計していない交際相手からの暴力及びストーカー行為等に関する相談件数が多く含まれるためと考えられる。

交際相手及びストーカー行為等からの暴力を対象から除く必要があるのではないか。

1. 相談の具体的な内容別相談件数

	総数	相談の具体的な内容(複数回答)						
		身体的暴行に関する相談を含む件数	心理的攻撃に関する相談を含む件数	経済的圧迫に関する相談を含む件数	性的強要に関する相談を含む件数	児童に関する相談を含む件数	加害者更生に関する相談を含む件数	
総数 ^{注)}	4,692	2,446	3,434	1,322	466	1,063	79	
来所	1,382	812	1,095	507	186	403	27	
電話	3,028	1,531	2,239	759	257	618	52	
その他	282	103	100	56	23	42	0	
構 成 割 合 (%)								
総数 ^{注)}	100.0	52.1	73.2	28.2	9.9	22.7	1.7	
来所	100.0	58.8	79.2	36.7	13.5	29.2	2.0	
電話	100.0	50.6	73.9	25.1	8.5	20.4	1.7	
その他	100.0	36.5	35.5	19.9	8.2	14.9	-	

注：交際相手からの暴力に関する相談件数及びストーカー行為等に関する相談件数について、相談の種類(来所、電話及びその他)別に集計していない相談は、「その他」に集計されている。

試行調査の結果【 試行調査項目：同居の子供の有無別 】

相談件数のうち、同居している未成年の子供がいる割合は59.2%となっており、相談件数のうち半数以上が子供がいる結果となった。

また、子供の有無不明については、相談の種類別にみた場合「その他」が51.8%で最も多い。

2. 同居している未成年の子供の有無別相談件数

総数		子供がいる	子供がいない	子供の有無不明
総数	4,692	2,777	1,171	744
来所	1,382	954	379	49
電話	3,028	1,731	748	549
その他	282	92	44	146
構 成 割 合 (%)				
総数	100.0	59.2	25.0	15.9
来所	100.0	69.0	27.4	3.5
電話	100.0	57.2	24.7	18.1
その他	100.0	32.6	15.6	51.8

試行調査の結果【試行調査項目：一時保護等の状況①】

本人が一時保護等を希望した相談件数のうち対応しなかった割合は32.3%であり、その理由として「本人の辞退」が40.7%で最も多く、「収容人員の都合」や「時間外等の理由で対応できなかった」ケースはなかった。

3. 緊急時における安全の確保及び一時保護を本人が希望した案件の対応状況等（来所相談のみ）

総数	本人が一時保護等を希望した相談件数			本人が一時保護等を希望しなかった相談件数			本人が一時保護等を希望しなかった相談件数		
	一時保護により対応した件数 ^(注1)	緊急時における安全の確保により対応した件数	一時保護等により対応しなかった件数	一時保護により対応した件数 ^(注1)	緊急時における安全の確保により対応した件数	一時保護等により対応しなかった件数	一時保護により対応した件数 ^(注1)	緊急時における安全の確保により対応した件数	一時保護等により対応しなかった件数
1382 (954)	88 (58)	25 (13)	54 (31)	1 (0)	14 (9)	1200 (843)	1 (0)	14 (9)	1200 (843)
100.0 (100.0)	6.4 (6.1)	1.8 (1.4)	3.9 (3.2)	0.1 (-)	1.0 (0.9)	86.8 (88.4)	0.1 (-)	1.0 (0.9)	86.8 (88.4)
100.0 (100.0)	52.7 (56.9)	15.0 (12.7)	32.3 (30.4)	0.1 (-)	1.2 (1.1)	98.8 (98.9)	0.1 (-)	1.2 (1.1)	98.8 (98.9)
注1： 婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている場合。									

※本人が一時保護等を希望したが、対応しなかった理由

総数	本人の辞退	一時保護等を要しないと判断	収容人員等の都合で対応できなかった	時間外等の理由で対応できなかった	婦人相談所に一時保護を依頼	その他 ^(注2)
54	22	12	0	0	11	9
構成割合(%)						
100.0	40.7	22.2	-	-	20.4	16.7

注：1) 婦人相談所でない配偶者暴力相談支援センターが、婦人相談所に一時保護を引き継いだ場合。

注：2) 他の制度を活用したり、他の関係機関（他の地方公共団体の配偶者暴力相談支援センターなど）に引き継いだ場合など。

試行調査の結果【試行調査項目：一時保護等の状況②】

3. 緊急時における安全の確保及び一時保護を本人が希望した案件の対応状況等（来所相談のみ）

※本人が一時保護等を希望したが、対応しなかった理由

総数	本人の辞退	一時保護等を 要しないと判断	收容人員等の 都合で対応できな かった	時間外等の 理由で対応できな かった	婦人相談所に 一時保護を依頼 注1)	その他 注2)
54	22	12	0	0	11	9
構成割合（％）						
100.0	40.7	22.2	-	-	20.4	16.7

注：1） 婦人相談所でない配偶者暴力相談支援センターが、婦人相談所に一時保護を引き継いだ場合。

：2） 他の制度を活用したり、他の関係機関（他の地方公共団体の配偶者暴力相談支援センターなど）に引き継いだ場合など。

「その他」の内訳は以下のとおりであった。

- ・入院（精神疾患）（1件）
- ・住所地の市町村が対応（2件）
- ・住所地の市町村が保護を実施（1件）
- ・住所地の市町村が民間シェルターで保護（1件）
- ・住所地の福祉事務所が対応（2件）
- ・住所地の福祉事務所が保護を実施（1件）
- ・夫婦間の調整中（1件）

（住所地に配暴センターがなく避難先の配暴センターに相談した場合など、住所地の市町村との調整が必要な場合や、相談と並行して夫婦間で調整をしていない場合など、2週間の試行調査期間中に保護の決定まで至らないケースが見受けられた。）

試行調査の結果【試行調査項目：関係機関との連携】

相談件数 (n=4692) のうち、関係機関を紹介しているのは30.9%であった。紹介先は、「警察」が33.5%で最も多く、次いで「弁護士会・法テラス」が32.0%となっている。

4. 相談件数のうち他の関係機関を紹介した件数 (複数回答可)

	総数	他の関係機関を紹介した件数 (複数回答可)										構成割合 (%)
		警察を紹介	福祉事務所を紹介	児童相談所を紹介	保健所を紹介	精神保健福祉センターを紹介	弁護士会・法テラス等を紹介	民間支援団体を紹介	婦人相談所を紹介	婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターを紹介	その他の関係機関を紹介	
総数	1449	485	404	66	42	49	463	49	70	154	376	
来所	561	171	102	24	12	5	194	16	19	16	153	
電話	803	299	270	41	25	43	251	28	49	134	205	
その他	85	15	32	1	5	1	18	5	2	4	18	
構成割合 (%)												
総数	100.0	33.5	27.9	4.6	2.9	3.4	32.0	3.4	4.8	10.6	25.9	
来所	100.0	30.5	18.2	4.3	2.1	0.9	34.6	2.9	3.4	2.9	27.3	
電話	100.0	37.2	33.6	5.1	3.1	5.4	31.3	3.5	6.1	16.7	25.5	
その他	100.0	17.6	37.6	1.2	5.9	1.2	21.2	5.9	2.4	4.7	21.2	

「その他の関係機関」は以下のとおりであった。
 家庭裁判所(27件)、医療機関(22件)、市民課(22件)、女性センター(21件)、年金事務所(17件)など。

配偶者暴力防止に関する主な取組（内閣府関係）

1 地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター等に対する支援

- 官民の配偶者暴力被害者支援の相談員や相談員を管理する立場にある職員を対象としたワークショップ「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施（資料4-2）
（平成29年度予算22,539,000円、平成30年度予算（案）22,407,000円）
- 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とした、「女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」を実施（資料4-2）
（平成29年度予算6,080,000円、30年度予算（案）3,891,000円）
- 相談者の発信地域等の情報から、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口へ自動転送する「DV被害者のための相談機関案内サービス（DV相談ナビ）」（全国共通ナビダイヤル0570-0-55210）を実施
（平成29年度予算1,631,000円、平成30年度予算（案）1,631,000円）
- 平成23年度より、岩手県、宮城県及び福島県において、地方公共団体及び民間団体と協働し、全国の相談員の協力を得て、電話や面接により、「東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業」を実施（資料4-3）
（平成29年度復興庁予算35,414,000円、平成30年度復興庁予算（案）21,636,000円）

2 広報啓発

- 毎年11月12日から11月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施（資料4-4）
（平成29年度予算6,373,000円、平成30年度予算（案）6,373,000円）
- 男女共同参画局のホームページにおいて、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係施設についての情報を外国語版も含めて提供

3 調査研究

- 男女間における暴力の実態について、定期的・継続的に把握するため、3年に1回、「男女間における暴力に関する調査」を実施（資料2-2）
（平成29年度予算13,155,000円）
- 被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究
（平成30年度予算（案）10,221,000円）

4 民間団体に対する援助

- 「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」等は、民間団体も対象に実施
- 男女共同参画局のホームページにおいて、配偶者からの暴力の特性、業務に役立つ法律及び制度、相談機関に関する情報等を提供

5 関係法令

- 総合法律支援法の一部改正に伴い、通知を発出

1. 女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進

(1) 研修の実施

目的：配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談対応の質の向上を図るとともに、被害者支援における都道府県と市町村・行政と民間の更なる連携を促進する。

○支援センター長及び支援センター主管部署の行政職員に対する研修

- ・開催回数：2回（東京、大阪）
- ・参加者：約130名

○官民支援機関の相談員に対する研修

- ・開催回数：3回（東京、大阪、熊本）
- ・参加者：約200名

<研修プログラム（例：平成29年度・支援センター長向け研修）>

◆1日目（講義）◆

- 「女性に対する暴力の被害者支援の現状と方向性」（関係府省庁）
- 「女性に対する暴力の被害者支援に役立つ法知識」（弁護士 段林和江氏）
- 「保護命令申立て支援のために支援センターが留意すべきこと」（大阪地方 裁判所）
- 「配偶者暴力相談支援センターにおける証明書発行」（兵庫県女性家庭センター総務課主任 大石由美子氏）

◆2日目（分科会及び講義）◆

- 分科会①「DV被害者とその子どもへの支援」（大阪府女性相談センター 次長兼相談支援課長 若柳みよ子氏）
- 分科会②「相談援助職の記録の書き方」（福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター特任准教授、アアライ株式会社代表取締役 八木亜紀子氏）
- 講義「支援センターの危機管理について」（DV被害者支援アドバイザー、女性支援コーディネーター 佐々木郁子氏）
- 講義「若年層の性暴力被害の実態と課題」（特定非営利活動法人 BOND プロジェクト代表 橘ジュン氏）

(2) 取組事例の共有

支援センター等に対するアンケート調査を通して、支援センターにおける相談対応状況を把握し、対応のポイント及び留意点をまとめ、地方公共団体に提供する。

(3) アドバイザー派遣

概ね平成32年度までに支援センター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。

2. 若年層を対象とする女性に対する暴力の予防啓発

若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発を実施する。

○若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導者等に対する研修

- ・開催回数：3回開催（東京、大阪、熊本）
- ・参加者：約240人

<研修プログラム（例：平成29年度研修・東京会場）>

「若年層における女性に対する暴力の現状と被害者支援について」

（特定非営利活動法人 **BOND** プロジェクト 橘ジュン氏、多田憲二郎氏）

「教育現場における若年女性に対する暴力の予防啓発に関する取組」

（特定非営利活動法人 **SEAN** 事務局長 遠矢家永子氏）

「若年層における女性に対する暴力に関する効果的な予防啓発手法について」

（パープルアイズ 高田絵里氏、山坂佳彦氏）

3. 性犯罪被害者等支援体制整備促進事業

性犯罪・性暴力被害者の支援の充実を図り、性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せず、安心して必要な相談・支援を受けられる相談体制等を整備する。

○行政職員に対する研修

地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員を対象に、支援のために必要な体制整備の構築等に係る知識を学ぶ研修を実施する。（平成30年2月頃に開催予定。）

<研修プログラム（予定）>

◆1日目◆

・行政説明（内閣府、警察庁）

・講義「性犯罪・性暴力被害者の支援者育成について」

（若松町こころとひふのクリニック **PCIT** 研修センター長（精神科医）加茂登志子氏）

・取組発表「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの取組について」

（発表者調整中）

◆2日目◆

・講義「性犯罪・性暴力被害者に対する法的支援の現状」（弁護士 村田智子氏）

・講義「民間支援団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組」

（一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長 遠藤智子氏）

・分科会①「困難事例から見る地域の関係団体の活用・連携について」

（一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長 遠藤智子氏）

分科会②「ワンストップ支援センターにおける支援体制・内容等の強化に向けて」

（佐賀県DV総合対策センター所長、性暴力救援センター・さが（さが **mirai**） 原健一氏）

○支援機関の相談員に対する研修

性犯罪被害者等の支援機関（男女共同参画センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等）の相談員を対象に、支援に必要な知識やスキルを習得するための研修を実施する。（平成30年1～2月頃に開催予定。）

<研修プログラム（予定）>

◆ 1 日目（講義）◆

「相談支援現場からみえる性犯罪・性暴力被害の実態」

（一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長 遠藤智子氏）

「性犯罪・性暴力被害者に対する法的支援の現状」（弁護士 雪田樹里氏）

「若年層のインターネットにおける性被害」（兵庫県立大学環境人間学部准教授 竹内和雄氏）

◆ 2 日目◆

・講義「民間支援団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組」

（特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO 代表、阪南中央病院産婦人科医師
加藤治子氏）

・分科会①「性暴力被害者支援の基本的な姿勢・留意点」

（特定非営利活動法人性暴力被害者支援センター・ひょうご事務局長 福岡ともみ氏）

分科会②「幼少期に性虐待・性暴力を受けた被害者の中長期的支援」

（京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都 SARA スーパーバイザー 周藤由美子氏）

分科会③「法的支援について」（事例検討）

（性暴力被害者支援センター・ふくおかセンター長、公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター専
務理事 浦尚美氏）

分科会④「よりよい支援のために必要な支援者のケアについて」

（東京 YWCA 米山麻衣子氏、臨床心理士 嶋美香氏）

東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業

＜平成29年度予算額：35(百万)、30年度予算額(案)：22(百万)＞

平成23年度より、女性の悩みに関する相談や暴力被害者支援を行っている全国のNPOから相談員を被災地に派遣し、自治体及び女性支援団体と協力して臨時の相談窓口を開設し、電話や面接相談などを行ってきた。

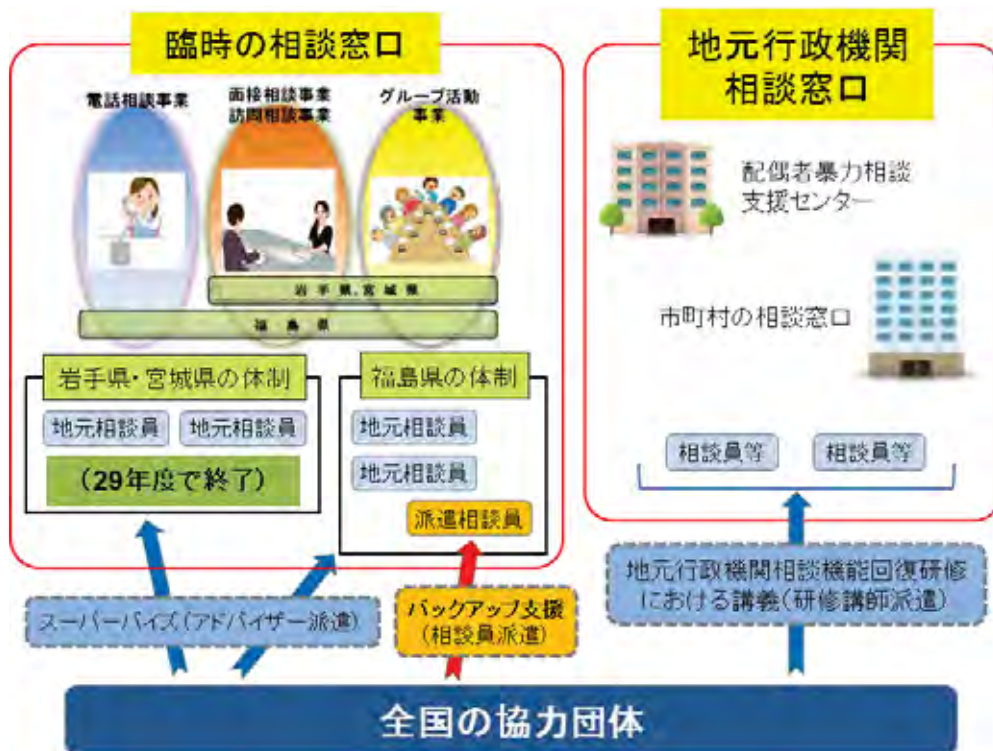
【岩手県・宮城県】

平成29年度限りで臨時相談窓口の開設を終了し、相談対応を県内にある既存の相談窓口へ移行する。平成30年度は、引き続き地元行政機関の機能回復研修及びアドバイザー派遣の実施により、相談対応の自立を支援する。

【福島県】

県外への避難者数がいまだに4万人近くいる状況に鑑み、臨時相談窓口の開設、地元行政機関の機能回復研修及びアドバイザー派遣を当分の間、継続して実施する。

※ アドバイザー派遣～女性の悩み相談に適切に対応するための支援として、全国から専門性の高いアドバイザーを事例検討・研修の講師として派遣するもの。



平成29年度東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業のイメージ

<参考>

【相談件数の推移】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	合計
電話相談	1,385	5,069	4,480	1,556	1,343	1,215	15,048
面接相談	80	504	357	588	459	293	2,281
小計(相談)	1,465	5,573	4,837	2,144	1,802	1,508	17,329

注) ・ 平成25年度より臨時相談窓口の窓口数、相談対応日数を年々縮小している。

- ・ 平成25年度までの電話相談については、3県ともフリーダイヤル(通話料無料)で受け付けていたが、平成26年度より岩手県及び宮城県は電話相談を終了し、面接相談のみとなっている。

【相談の特徴】

- ・ 震災が、相談者にとって心理的に深い打撃を与えている。
- ・ いくつもの要素・問題が絡み合った相談が多い。
- ・ 離婚の相談が多いほか、DV、モラハラ、アルコール問題、生活困窮、近隣付合い、子どもの引きこもりや暴力、自殺、親族間の不和、性暴力、不倫など、多岐にわたる相談がある。それぞれ深刻で複雑な事情を抱えている。
- ・ 被災以前から抱えている問題が、震災後に悪化しており、長期間に渡っている。
- ・ 相談内容が震災被害関連のみならず、潜在化していた女性の悩みごと一般に広がっている。
- ・ 震災に端を発している継続相談が多く、うつ病、PTSD、統合失調症といった精神障害の方、知的・発達障害の方からの相談が多い。
- ・ 被災者に支払われる賠償金により、金銭的な問題で家族間トラブルが発生している。賠償金は世帯主が受け取っており、離婚時のトラブルとなっている。(福島県)
- ・ 避難で混乱している親を気遣いながら育った子どもたちの心が顕在化し、いじめや自殺につながっている。(福島県)
- ・ 震災後、土地購入や借上げによる家賃・ホテル代の値上げ等により、離婚女性や母子にとっては別居できない状況がある。(福島県)
- ・ 避難から帰還可能になっても、喜びの声より戸惑いが多い。相談の増加はこれからである。(福島県)

【相談内容】

平成 28 年度中、岩手県、宮城県、福島県の 3 県において受理した 1,508 件の相談内容の主訴は、「夫婦問題」が 361 件 (23.9%) と最も多く、次いで「家族問題」が 340 件 (22.5%)、「対人関係」が 179 件 (11.9%)、「心理的問題」が 143 件 (9.5%) であった。「DV」は 118 件 (7.8%)、「DV 以外の暴力」は 13 件 (0.9%) であった。

相談の主訴 (平成 28 年度)

主訴		岩手県		宮城県		福島県		合計	
		件数	%	件数	%	件数	%	計	%
悩み	夫婦問題	-	-	94	46.5	267	21.5	361	23.9
	家族問題	8	12.5	43	21.3	289	23.3	340	22.5
	対人関係	5	7.8	3	1.5	171	13.8	179	11.9
	心理的問題	6	9.4	10	5.0	127	10.2	143	9.5
	生き方	12	18.8	6	3.0	80	6.4	98	6.5
	暮らし	2	3.1	5	2.5	90	7.2	97	6.4
	仕事	6	9.4	2	1.0	45	3.6	53	3.5
	からだ	3	4.7	2	1.0	46	3.7	51	3.4
暴力	DV	19	29.7	33	16.3	66	5.3	118	7.8
	DV 以外の暴力	2	3.1	3	1.5	8	0.6	13	0.9
その他	その他	1	1.6	1	0.5	36	2.9	38	2.5
	不明	-	-	-	-	17	1.4	17	1.1
計		64	100.0	202	100.0	1,242	100.0	1,508	100.0

女性に対する暴力をなくす運動

内閣府男女共同参画局
暴力対策推進室

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、性被害、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

<平成29年度の取組(主なもの)>

ポスター・リーフレットの配布、掲示
(マンガ家の西原理恵子氏デザイン)

パープル・ライトアップ

45都道府県127か所で開催

パープルリボン贈呈式(10月27日実施)

テレビ、新聞、インターネットによる広報

全閣僚等のパープルリボン着用

閣僚懇談会での発言あり(11月10日)

<平成29年度ライトアップを実施した都道府県>

黄色の は今年度初めて実施した県



<平成29年度ライトアップ写真>



パープルライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を！」というメッセージを送っています。



全閣僚等のパープルリボン着用
(官邸ホームページ掲載写真を一部加工)



パープルリボン贈呈式
(ミス・インターナショナル
世界大会出場者によるパープルリボン着用)



それ、本当に大丈夫？

気づいてますか？このような暴力からはひとりでは抜け出せません。

ストーカー？

怖い... 見られてる？



DV?

口答えするな

お前が悪い

許可なく他のヤリと連絡するな

わたしが悪いのガマンガマン



AV出演強要？

だA実ほどな

モロににならな



ひとりど悩まず
まずは相談!



西原理恵子

11月12日~25日

DV 相談ナビ 0570-0-55210

お近くの相談窓口におつなげします。プライバシーは守られます。安心して相談してください。(相談料無料)

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアルハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。



女性に対する暴力根絶のシンボルマーク

内閣府 女性に対する暴力の根絶サイト
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html
 女性暴力

内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html
 暴力被害者支援

内閣府 いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html
 男女局 AVJK



「ノーブルリボン」パープルは女性に対する暴力根絶のシンボルカラーです。

女性に対する暴力 相談窓口

一人で悩まないで。

各機関では、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。
早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者からの暴力についての相談	全国の配偶者暴力相談支援センター 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	性犯罪被害相談電話(#8103(ハートさん))や 各都道府県警察の性犯罪被害者相談コーナー等の相談室
いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等についての相談	相談内容に応じて様々な窓口があります。 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html
売春強要などについての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の婦人相談所
人身取引に係る被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 全国の地方入国管理局、同支局又は出張所 各都道府県の婦人相談所
職場におけるセクシュアルハラスメントについての相談	全国の労働局雇用環境・均等部(室)
つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の婦人相談所 各都道府県の男女共同参画センター
上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	全国の法務局、地方法務局及びその支局の 人権相談窓口

この他にも、国(総務省の行政相談窓口)、都道府県、市町村の相談機関、相談窓口や民間機関などがあります。

[参考ホームページ等]

内閣府男女共同参画局：<http://www.gender.go.jp/>

配偶者暴力被害者支援情報：http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

DV相談ナビ：0570-0-55210

配偶者暴力相談支援センター(携帯電話用サイト)：<http://www.gender.go.jp/e-vaw/keitai/soudan/DV.html> →

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf

いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト：http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

警察庁：<http://www.npa.go.jp>

各都道府県警察の犯罪被害相談窓口：<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>

性犯罪被害相談電話(全国共通)：#8103(ハートさん)

各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口：<http://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>

匿名通報ダイヤル：<http://www.tokumei24.jp>

警察相談専用電話：#9110

ストーカー被害防止ポータルサイト：<http://www.npa.go.jp/cafe-mizen/index.html>

法務省：<http://www.moj.go.jp/>

女性の人権ホットライン(全国共通)：0570-070-810

常設人権相談所：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

みんなの人権110番(全国共通)：0570-003-110

子どもの人権110番(全国共通)：0120-007-110

外国語人権相談ダイヤル(全国共通)：0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)：<http://www.jinken.go.jp/> →

外国人のための人権相談所：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

入国管理局ホームページ：<http://www.immi-moj.go.jp/>

日本司法支援センター(法テラス)ホームページ：<http://www.houterasu.or.jp/>

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル：0570-079714

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/>

全国の労働局所在地一覧：<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

